

第5回消費者行政の体制整備のための
意見交換会
議事録

内閣府消費者基本政策室

第5回 消費者行政の体制整備のための意見交換会 議事次第

1. 日時 平成25年10月21日（月）18:00～18:39

2. 場所 消費者委員会大会議室

3. 出席者

森内閣府特命担当大臣

岡田内閣府副大臣

野村教授

池本弁護士

石戸谷消費者委員会委員長代理

阿南消費者庁長官

松本国民生活センター理事長

(説明者)

長谷川消費者庁総務課長

宗林消費者庁消費者安全課長

小堀消費者庁消費者安全課事故調査室長

鈴木国民生活センター相談情報部長

(事務局)

小田室長、川口副室長、大貫参事官

4. 議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 行政改革推進会議・独立行政法人改革等に関する分科会ワーキンググループによる

(独) 国民生活センターのヒアリングについて

2) 消費者政策検討会議など連携状況の報告

3) 国民生活センターにおける「お昼の消費生活相談」について

(3) 閉 会

○川口副室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第5回消費者行政の体制整備のための意見交換会」を開催いたします。

開催に当たりまして、森まさこ内閣府特命担当大臣より御挨拶をいただきたいと思います。

○森大臣 消費者担当大臣の森まさこでございます。本日は皆様御多忙のところ、第5回の消費者行政の体制整備のための意見交換会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

これまでの意見交換会を通じて、さまざまな立場の有識者の皆様方と意見交換を行ってまいりまして、7月に中間報告をまとめさせていただきました。

そこでは、消費者行政における司令塔機能と発揮、消費者行政の充実・強化の観点から、体制整備に係る「基本認識」「当面の対応」そして「今後の進め方」をお示ししたところでございます。

本日は、その後の進捗状況を踏まえ、皆様とともに国民生活センターを含めた消費者行政の在り方について、引き続き検討してまいりたいと思います。両先生よろしく願いいたします。

○川口副室長 続きまして、岡田広内閣府副大臣より御挨拶をいただきたいと思います。

○岡田副大臣 森大臣のもとで内閣府副大臣を拝命いたしました参議院議員の岡田広です。

皆様には、日ごろから、消費者行政の推進に多大な御尽力をいただきまして、心から敬意と感謝を表したいと思います。

本日、議論されます消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの三者の連携につきましては、消費者及び地方消費者行政に大きな影響を及ぼすため、皆さんの御意見をいただきながら、しっかりと検討をしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○川口副室長 ありがとうございます。資料1にありますように、常時出席者につきましては、今回から野村豊弘学習院大学教授及び池本誠司弁護士に御出席をお願いしております。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

参考資料1にございますように、7月23日の本意見交換会による中間整理におきまして、今後の進め方といたしまして、(1)消費者庁、消費者委員会、国民生活センターとの連携に関する検証結果及び独立行政法人改革の動向を踏まえた国民生活センターのあり方、及び(2)相模原事務所研修施設の有効活用について、引き続き検討をするということになっておるところでございます。

本日の意見交換会では、このうち、独法改革の動向及び消費者庁と国民生活センターとの連携に関する進捗状況につき、報告をさせていただきたいと思います。

それでは、本日の議事、(1)でございますが、独法改革の動向について、まず消費者庁長谷川総務課長より報告をお願いします。

○消費者庁総務課長 それでは、お手元の資料2、参考資料2と3をお手元に御準備いただければと思います。

まず、参考資料2をごらんいただきますと、先生方皆様御案内のとおりだと思いますが「独立行政法人改革の経緯及び直近の取組状況について」ということで、9月に独法に関しまして、分科会が開催されました。その際の資料でございます。

参考資料2の2枚目をごらんいただきますと、上のほうか民主党政権下での対応の経緯というこ

とでございますが、平成24年1月の閣議決定、国センの移管等を踏まえたものについては、平成25年1月におきまして、本閣議決定を当面凍結ということになっております。

そして現政権下におきまして、6月5日におきまして「行政改革推進会議における中間的整理」ということで、有識者懇談会において、制度面を中心とした中間取りまとめがなされ、これが推進会議に報告され、御議論いただいて、中間的整理とされたところでございます。

その際、総理より「中間的整理を踏まえ、年末に向けて、組織の見直しなど更に検討を進める」旨の指示がなされたところでございます。

この中間的整理の内容につきましては、3ページ目に書いてございます。

「基本的考え方」「具体的な見直し」、それからもとになりました有識者の中間取りまとめが参考資料3でございます。その中の2枚目は「改革に対する基本姿勢」等、独法制度の本来の趣旨、それから基本理念を具現化するというような内容について、基本姿勢が明示されているところでございます。

そうした中、分科会にワーキンググループが設置されておりまして、そのワーキンググループで、消費者庁が説明した資料が資料2でございます。

こちらで私ども先ほど大臣からお話ございましたが、中間整理を踏まえ、現在の消費者庁の立ち位置をワーキンググループのほうに説明してまいりました。

2枚目以降、現在の「消費者行政の基本的な枠組み」ということで、消費者庁、消費者委員会、そして国センが連携しながら左になりますが、消費生活センター、地方支援をしたり、あるいはさらに左側の消費者に対するさまざまな支援を行うスキームです。

3ページ目では、国民生活センターにおいては、各業務は相互補完性・一体性を持ってこの6つの業務があるということを説明してまいりました。

そして4ページ目以降では【位置づけ】ということで「消費者行政の推進に必要不可欠な存在」ということで、国センの「司令塔機能の発揮」それから「地方消費者行政の推進」それから「消費者への注意喚起」における必要不可欠な存在について、御説明をしてまいりました。

そして5ページ目以降では、現状の実績、それらに係るそれぞれの実績を説明してきたところでございます。

そして、7ページ目でございますが【組織見直しの考え方】というところで、中間整理ということをもとめましたので、この三者の緊密な連携の話、そして消費者行政の充実・強化のために、同センターの各機能の充実・強化、そして国センのあり方については、各機能の一体性を確保し、それぞれの機能の維持・充実すべく消費者行政推進の視点に立った検討が必要という形で現状の報告をこちらのワーキンググループのほうにしていまいりました。

短いですが以上です。

○川口副室長 それでは、説明を続けさせていただきます。

議事2番目でございますが、消費者庁と国センが行っている消費者政策検討会議などの両者の連携についての進捗状況の報告をお願いいたします。

○消費者庁総務課長 それでは、恐れ入りますが、資料3、4、5で消費者政策検討会議、こちら

は消費者庁長官と国民生活センター理事長が主催いたしまして、消費者委員会事務局長がオブザーバーで参加している検討会議でございます。

こちらのほうで、消費者庁と国センとの連携の状況に係る検討を行っております。その取組の検討をしまりましたので、御報告申し上げたいと思います。

まず、資料3でございますが、こちらはまさに中間整理を踏まえまして、情報の共有について整理をしています。「情報分析・提供業務の流れ」ということ、真ん中でございますが、今、現在では週1回程度、定期的に打ち合わせをしております、それぞれの担当部局であります者とそれとカウンターパートの消費者庁の政策課、それからセンターの相談情報部、それから庁の消費者安全課、それからセンターの商品テスト部、こうした者が定例的に打ち合わせを行い、また対応方針の共有、例えば「手口公表」ですとか、テスト結果の公表については、そういう連携を踏まえ、関係省庁への働きかけ等についての双方の対応方針についての認識を共有するということを定めております。

2ページ目をごらんいただきますと、7に書いてございます。「(政策的対応の検討)」ということで、庁及びセンター、これは政策的対応を進めていく必要があるという判断をした案件につきましては、案件ごとにチームを組みまして、設置して行うということ、ここで今回両方で合意をしております。

それぞれ相談部に係る案件ですとか、それからテスト部に係る案件、そうしたものについてチームを設置して取り組むということをしております。

そして、3ページ目でございますが、3ページ目の「消費者政策検討会議」は、先ほど申し上げましたので、月1回開催しているということでございます。

それから、恐れ入りますが、資料4でございますが、こちらは「消費者安心戦略における個別の政策についての国民生活センターの取組」ということでございます。

資料4の最後のほうの、消費者安心戦略の推進ですが、これはこの8月に概算要求を行うに際しまして、あわせて、消費者安心戦略という形で、現在、アベノミクス、強気に推進する中で、消費者施策もきっちりと対応していくということも、今回、政策パッケージとして取りまとめました。

これにあわせた形で、国民生活センターのほうで、どのような形でこの取り組みについて、各政策について取り組んでいただけるかということをごらんの方で整理させていただきました。

大きな課題といたしまして「物価・消費市場関連対策」の推進ということで、それぞれ具体的に検討いただき、また2の「消費者安心・安全確保対策」の推進についても、かなり細かい対応をお願いしているところでございます。

それから3つ目でございますが、資料5をごらんいただきますと、先ほどの連携の中で、安全の部分でございますが「生命・身体被害の消費者事故」につきましては、やはり両者の連携は不十分ですので、この消費者庁の消費者安全課、それから事故調査室、それから国民生活センター商品テスト部との連携というものを、今回、まとめさせていただきました。

それぞれ強みがございますので、まさにこの3つが連携しなければならないと思っております。

1ページの2の下のほうを見ていただきますと「各部署の強みの発揮」ということがございます

が、これも御案内のとおり、まず安全課本課では、こちらも法律に基づいて各省から通知、それから事業者の報告が参りますので、そうした面で権限を背景といたしました事業者への指導とか各省との調整とか、そういうものが非常に強みがあるかと思えます。

2つ目でございます。

事故調査室では、こちらはスタートした事故等原因調査等の申出の受付ということで、多数の有識者からなります調査委員会による原因究明、これに対するサポートというものが非常に大きな役割になっております。

一方、商品テスト部、国センさんのほうでは、PIO-NETの詳細な情報収集・分析等に強みを持っておりますし、またセンターにおいて、依頼された商品テストを実施するなど、技術相談を行う等の支援を実施しているということで、まさに現場、地方消費者行政にとってはなくてはならないこういう面で機能しているということでございます。

こうした両者の具体的な方向ということで、(2)にございますように、毎週、今、定例で意見交換、情報共有を図り、密に行っているところであります。

3. 以下では、「注意喚起における連携」ですとか、それから3ページ目にございますように「関係省庁等への働きかけにおける連携」ですとか、そうしたものを現状では連携しているところでございます。

また、3ページ目の(3)にございますように「事故等原因調査等に係る調査又は研究に関する連携」。調査委員会が選定いたしました事項に対しまして、必要に応じて、事故の分析、それから再現実験、これを商品テスト部に委託したり、あるいは「調査委員会の活動に資する知見の提供」ということで、事故調査室と商品テスト部が連携し、原因究明の必要性を検討するための予備的な分析、そして商品テストを商品テスト部が実施するという連携を構築しているところでございます。

以上です。

○川口副室長 それでは、次に議事(3)でございますが、国センの「お昼の消費生活相談」の検証について、国民生活センターより1分以内でお願いします。

○国民生活センター相談情報部長 では、資料6の「国民生活センターにおける『お昼の消費生活相談』について」簡単に御説明いたします。

ことしの7月29日より、平日の11時～13時のお昼の時間帯に2回線で相談受付をスタートしまして3カ月がたとうとしております。

「受付状況」なのですが、事前の周知期間が短かったので、スタート当初はそれほど電話がかからないのではという予想に反しまして、7月29日の11時と同時に電話が鳴りまして、以降、電話が鳴りやまない状態が続いております。

件数としては、10月15日現在で、669件、1日平均12.4件寄せられております。

このうち、相談処理が終了したものは、全体の約3分の2に当たります384件で、このうちあつせんしたものは30件、約8%となっております。

残りの285件については、例外的な一部を除きまして、相談処理を継続中でございます。

3の「相談の内容、相談者の特徴」ですが、携帯電話やスマホに身に覚えのない請求があつたり

とか、出会い系サイトに誘導されたなど、全国の相談全体の傾向と同じく、やはり「運輸・通信」に分類される相談が多いのですが、特に特定分野の商品などに偏ってはいません。品質、金融・保険、情報通信、特商法関連、住宅、医療など万遍なく寄せられております。

また相談者の年齢・性別・職業にも偏りはなく、地域的にも北海道から沖縄まで、全国から相談が寄せられております。

以上です。

○川口副室長 それでは、これまでの説明に対しまして、有識者の皆様から最初の御質問、御意見をいただければと思います。

では、池本先生、お願いします。

○池本弁護士 質問をさせていただきます。

資料3に関連してですが、国センと消費者庁での情報共有を密にやっておられるということで、非常にそれは評価できると思います。

ただ、大事なことは、2ページの4、5にあるように、情報共有を密にしつつも「手口公表」とか「関係省庁への要望等」は、国セン独自の判断と責任において行うという、ここの独自性が確保されているかどうかということだろうと思いますが、そのあたりの配慮や実情について、消費者庁と可能であれば国センの側からも一言ずつでも感想をお伺いしたい点が1点。

それから、人的な交流の面が実情はどうなのか。特に、国センから消費者庁だけではなくて、逆の消費者庁から国センというほうはどうなのか、今後はどうなのかというようなことについて、お伺いできればと思います。

○川口副室長 では、本件から最初に説明をお願いしたいと思います。

長谷川課長、答えられる範囲でお願いします。

○消費者庁総務課長 まず、後者のほうからでございますが、人的交流ということで、消費者庁設立以降、積極的にやらせていただいております。

現在、消費者庁から国センへの出向者、まだここはプロセスの途中でございますが2名。それから、国民生活センターから消費者庁への出向者は5名ということになっております。

これにつきましては、まだまだ進めてまいりたいと思っておりますので、私も2名にとどまっている消費者庁から国センへの人事交流については、今後、拡大の方向を目指して検討してまいりたいと思っております。

それから、あとさまざまな研修につきましても、国センの知見、非常に高うございますので、我々としても、消費者庁の職員の研修とか、そういう意味でもぜひ協力を仰ぎたいと思っております。

以上です。

○川口副室長 最初のほうはいかがですか。

1点目はよろしいですか。

もしよろしければ、国民生活センター相談情報部長からどんな感じかお願いします。

○国民生活センター相談情報部長 関係省庁への要望等についてということなのですが、私どもが注意喚起情報などを作成する際に、消費者庁からいろいろ有益な御意見をいただいておりますけれ

ども、要望や業界への情報提供等については、私どもの責任において現在はしております。

○川口副室長 それでは、とりあえず野村先生、御質問を。

○野村教授 資料6で「お昼の消費生活相談」の相談を担当している人の時間的な配置とかは普段の業務とどうかかわっているのでしょうか。

○川口副室長 では、相談情報部長さんから。

○国民生活センター相談情報部長 今「お昼の消費生活相談」と平日バックアップ相談という、消費者ホットラインにかかってきた電話が話し中でつながらないときに、私どもの電話番号が案内されるというものがあるのですけれども、平日バックアップ相談と、お昼の消費生活相談を一緒にしたチームをつくっております、その相談員が交代で相談対応に当たっております。

○野村教授 特に仕事が過重になるとか、そういうことはないわけですね。恒常的にやろうと思えばやれるという。

○国民生活センター相談情報部長 そうですね。できれば相談員さんがもう少しいればいいなどは思っておりますけれども、今のところ何とかやっております。

○川口副室長 御質問いただきましたが、その他御意見はありませんでしょうか。

池本先生、お願いします。

○池本弁護士 時間が余りありませんので、ちょっとレジユメを準備いたしました。ポイントだけ指摘させていただきたいと思います。

先ほどの議論の中にもありましたし、私のレジユメの冒頭にありますように、国民生活センターは、地方自治体の相談業務を支援し、その情報を現場の意識に基づいて分析し、それを消費者庁や消費者委員会に対しても情報提供あるいは問題提供をするという機能を持っているし、これを拡充しなければいけないと考えています。

そのことは、実は消費者庁をつくるきっかけであった平成20年9月27日の閣議決定、消費者行政推進基本計画でも、中核的な実施機関であると位置づけてありますし、今回の7月23日の意見交換会における中間整理でも、まさしく国民生活センターの機能を充実・強化することが必要だということを明言されているという意味では、この間、国民生活センターをどうするかという議論の中では、本当に正しい方向性を示していただいているなということで、安心しております。

問題は、独法改革論の中でそれについてどういう組織体制をつくっていくかということだと思っておりますが、2ページ目にありますように、スタートの平成22年12月7日に独法全体を見直すという議論の中で、国センの直接相談を廃止するとか、あるいは消費者庁に一元化するとか、あとそれより半年ほど前ですが、相模原の研修施設を返納するとか、そういう方針が出されました。

それに対して私たちは、国民生活センターの機能がそれでは低下するのではないかということで問題指摘してきたわけです。

ただ、その場合、独法のままではよいのかどうかというところが見えなかったために、仮に国の機関になるとすると、特別の機関という選択肢もあるのかなとか、我々が見えない前提条件がずっと続いてきたという印象です。

それに対して、先ほど紹介された資料を事前に送っていただいて目を通したのですが、独法改革

の中間的整理の中でも、独法の本来の趣旨に立ち返ってスリム化、効率化を図っていくけれども、独法として役割を果たすべきものは維持するということが指摘されています。

だとすると、地方の支援をするという機能を、柔軟性も確保しなければいけないという性質は、行政本体よりはちょっと距離を置きつつ、しかし民間ではできない、やはり国の一部としての役割も必要だという非常に微妙な立ち位置が必要だということが、この間、議論されてきたわけです。そうだとすれば、3ページ目にありますように、これは独法改革論の従来の判断枠組みから解放されて、独法の本来の趣旨に立ち返るということであれば、独法の位置づけのままで充実・強化を図ることができるのではないかなという感想を現時点では抱いております。

ただ、大事なことは、今後やることで、先ほどもちょっと質問しましたが、消費者行政のプロパー職員を養成していくという意味では、消費者庁、消費者委員会あるいは地方自治体も含めて、国センの相談現場を経験してもらうような人事交流あるいはそういう力のある人が消費者庁、消費者委員会にも出て行くという、そういった人事交流を図っていくことが必要かと思えます。それとともに、直接相談をもっと充実していくべきだし、相模原の研修施設を利用再開することによって、きめ細かな質の高い研修が実現できるのではないかと考えております。

以上です。

○川口副室長 ありがとうございます。

野村先生、いかがでしょうか。

○野村教授 十分充実していただくことでよろしいと思いますが、時間も余りないので、一言だけ申し上げたいと思います。かつての検証会議もいろいろ議論になったところですが、国民生活センターが持っている機能は、そのまま存続させるということでしたが、過去の業績に比べると、若干弱くなっているところもあるのではないかと個人的には思っています。そういうところの強化は、これから非常に重要ではないかと思っております。

ただ、当時とは、やはり独立行政法人の将来像について論議するための前提となる環境がかなり変わってきているということのを考慮した上で、今後の国民生活センターのあり方というものを考えるということが必要ではないかと思えます。検証会議では、国の機関として存続させるということではあったわけですが、その結論について、多少見直しの可能性があるのかなという気もありません。その辺も含めて、今後、検討していくことが必要ではないかと考えております。

一応、きょうの段階での発言は以上です。

○川口副室長 副大臣、何か御質問等ございますでしょうか。

○岡田副大臣 結構です。

○川口副室長 大臣。

○森大臣 副大臣、実は、私、大臣になりまして、公約で国民生活センターについては1年以内に結論を出すと啖呵を切りまして、そのことも含めた消費者行政全体の在り方を考える会議がここでございまして、私も含めて3名でやってきました。事務方を含めて関係者で。委員は国民生活センター理事長の松本先生と、今、委員長代理の石戸谷先生、この前の会議のメンバーだったのです。

今度、人事異動で大切なところに行っていたいで、それで今日新しくこの2名に来ていただいたという、大変少人数で回している会議でございますが、前のお二方のときに中間報告を出ささせていただいて、1年で方向を出すということですので、中間報告は出さなくてもよかったのですが、一応、概算要求をするというために、国民生活センターの位置づけについて、何らかを書いておかないといけないので、廃止が前提ですと全く概算要求ができませんので、そういうことで中間報告を出しまして、あらゆる選択肢を排除せずに在り方を考えていくといたしました。

私としては、3年半前の消費者庁設立のときに、野田聖子大臣のもとでいろいろ勉強させていただいた思いがございまして、その後、立ち上げてすぐ政権交代になってしまって、どうもその3年半の間に、消費者庁とか消費者行政というものがそもそも何なのかということをしっかり認識しないまま走って来てしまった感があると思います。そういったことが消費者団体からも指摘されてきました。

そこで、今回、安倍政権になりまして、そもそもの設立趣旨に立ち返って、この三者の関係もやっつけようと考えたところなのです。

そもそもの趣旨は何かといたら、やはり消費者が非常に弱い立場であって、法的知識もない、そして資金もない、それからいろいろなところに知り合いもない。弁護士さんの知り合いもないという中で、一旦消費者被害に巻き込まれると、悪徳業者であるとか、大企業であるとかと闘わなければならない。その中で、民間の弁護士や消費者団体が援助していくのですけれども、さらにやはり国が行政の立場でそこをしっかりと見ていく必要があるのではないか。そのときに省庁がそれぞれ、例えば国土交通省とか、経済産業省が動かないときに、消費者庁というのは消費者の立場で、産業界の立場ではなくて、消費者の立場で動かない省庁、または気がついていない省庁につんつんとやって、司令塔的な権能を行使して動かせる、そしてその隙間に陥ってしまって、これはどこの省庁かわからないというものについては、自ら出て行くということだったと思うのです。

それをこの三者で連携してやるはずだったのですが、今のところ、なかなかそこがスムーズに動いておりませんで、課題が山積でございます。それをうまく連携させるための一つの方策として、この国民生活センターをどうするかということだと思っておりますけれども、私は弁護士のときに、国民生活センターでずっとお仕事もさせていただいていた経験から申しますと、本当にその消費者行政に大変重要な役割を果たしていると思うのです。

ところが、それが消費者関係の皆様以外には、ほとんど知られていない。しかもその恩恵を受けるべき国民にも知られていないということが問題でございます。それをしっかりと国民生活センターの重要な機能を我々政府の中でも共通認識にしていって、あるべき独法改革の中で、どこに位置づけていくかということなのだと思います。

そこで見ますと、独法改革のきょうの資料2にありますけれども、10月2日に消費者庁はやったのです。この独法改革を考える稲田大臣の下のワーキンググループで1回目ですか、頑張ってプレゼンしてきたというときの資料ですね。ここで、国民生活センター、こんなに有用なのですよということを説明してきた。

特にこの3ページ目だと思っておりますけれども、このような機能が絵になっていますけれども、相

談機能、いろいろあるのですか。民主党政権のとき、独法は全て悪なのだという前提の上で、これは全部一つずつ否定されてしまったのですけれども、例えば、相談業務というのは、地域の消費生活センターでやっているのではないか、他の人がやっていることは必要ない、また、商品テストというのは、ほかの省庁の中にも、こういう商品テストをするところがありまして、そこでやっているのではないかという情報分析は国でやればいいではないかということで、全て否定をされてしまったのですが、実はそれはそれ以外のもっと質的な役割を担っていきまして、例えば、この相談について言うと、先ほど池本先生のレジユメにもありましたけれども、消費生活センターで相談業務を受けるのと違って、国民生活センターという国の中央にあるこの国民生活センターで相談を受けることによって、やはりこの中央の政策がブラッシュアップされるのです。現場感覚というものです。

さらには、やはりプロがそろっていますので、地方の消費生活センターがまだまだよちよち歩きこの現状において、プロがそろっている国センで相談をすると、そこでさらに地方の消費生活センターに指導をすることができるのです。

そういうことで、もう一步踏み込んで考えていただくと、それぞれの機能にも、大変立派なお役目があるということがわかると思うのです。それが第1回目のプレゼンでどの程度向こうの方に御理解いただけたかどうかわかりませんが、その機能をしっかり分かってもらった上で、今日の参考資料3にありますこの独法改革の今後の方針、改革の基本的な方向性というものです。これに当てはまっていくことが大事なのだと思いますので、国センのほうも、こういったPDCAサイクルを回していけるような仕組みをしっかりと整えていきますとか、これに対して答えを出していかないといけないと思います。特に予算面ということもあると思います。

研修もしていきまして、研修センターが立派なものがあるのですけれども、民主党政権の下でそれが閉じられてしまったので、売ろうと思っても、売りに売れないのです。ほかのものと一緒になった建物で、売らないでもったいないことにそこが空いているのです。

研修は続けていますから、別の場所をお金を出して借りて研修をしているのです。だから、切られたことでさらに予算が無駄遣いされてしまっているという側面もありますので、その辺はしっかりとやった上で、独法改革をやっている皆さんと一緒にあって、あるべき方向性をつくれたらいいなと思っていますところでございます。

次の独法改革の中での予定はどうなっているのでしょうか。

○消費者庁総務課長 まだ具体的なスケジュールは来ておりませんが、11月上旬あたりにも次回開催予定と事務局のほうから打診が来ているところでございます。

○森大臣 それはまたプレゼンをするのですか。

○消費者庁総務課長 はい。その予定でございます。恐らくそうなります。

○森大臣 なるほど。それでプレゼンは消費者庁がするのですか。

○消費者庁総務課長 恐らくそうだと思います。

○森大臣 独法自身はしないのですね。

○消費者庁総務課長 まだ今後の情報が来ておりませんので、それは確認いたします。

○森大臣 ああそうですか。わかりました。

○川口副室長 補足いたしますが、消費者庁と国民生活センターと一緒に出席をして、説明をするということをごさいます。1回目も。

○森大臣 前回もそう。

○川口副室長 はい。ただ出席しましたが、話は消費者庁だけでいたしましたが、質問に応じて国民生活センターも答えられるように出席しています。事前によく相談をしていきます。

○森大臣 なるほど。

○川口副室長 両者が一緒にヒアリングを受けるということになっております。

○森大臣 なるほど。わかりました。

○川口副室長 予定された時間になりましたが、どなたか何か補足で御発言ございますでしょうか。残された課題は、引き続き、次回、御議論いただくということですが、最後に大臣、取りまとめで何か御発言を。

○森大臣 では座ったままで失礼いたします。

今日は消費者庁と国民生活センターの連携について御検討いただきましたけれども、消費者行政の充実・強化に向けて、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの三者の連携は非常に重要であり、さまざまな方向で連携を深めていくべきと考えております。

引き続き、検証を行うとともに、合わせて、今、言った研修施設でございますけれども、相模原事務所研修施設の有効活用について、報告を受けて、これらを踏まえて国民生活センターの組織の在り方について判断していきたいと考えています。

ありがとうございました。

○川口副室長 ありがとうございました。

それでは、以上で本日の意見交換会を閉会とさせていただきます。

お忙しいところ、御出席ありがとうございました。